

代理人サービス

■預金者ご本人さまと代理人さまと、一緒での申込となります。

(令和4年9月1日現在)

商品名	代理人サービス	
ご利用できる方	ご本人さま	代理人
	・個人および個人事業主のお客さまで当金庫に普通預金口座をお持ちの方または普通預金口座を開設していただける方（個人名のみ） ※事業用の口座ではお取り扱いしておりません。	・代理人は、原則、推定相続人となります。 ・推定相続人に事情がある場合は、甥・姪までとします。 ・上記以外の方は、代理権授与の公正証書が必要です。 ※代理人は1名とします。なお、復代理人は選任できません。
手続に必要な書類等	・ご本人と代理人との関係が確認できる書類※（発行から6ヵ月以内） ※戸籍謄本・抄本や住民票の写し等、ご本人からみた代理人の続柄が確認できる書類 ・指定いただくご本人の普通預金通帳を含む通帳・証書類および普通預金口座のお届印 ・代理人が窓口での払戻時に使用するお届印 ・代理人の顔写真付き本人確認書類（窓口での払戻の際に都度確認します） ・代理人の印鑑登録証明書※（発行から6ヵ月以内）と実印 ※ただし、代理人が当金庫とお取引がある場合は代理人の当金庫口座お届印にて取り扱うことは可能です。	
取引の対象と指定口座	普通預金、貯蓄預金、定期預金、定期積金、通知預金を対象とします。 普通預金は一口座必ずご指定ください。同口座に「月間支払限度額」を設定します。 指定対象外商品を除いた「すべての預金」指定や一部預金の指定も可能です。 一部の預金商品には指定対象外の商品があります。	
代理人取引の制限	代理人ができる取引に制限があります。 （主な制限）・代理人は、指定した流動性預金は解約できません。 ・代理人は、指定した定期性預金を解約する場合は月間限度額指定口座への入金に限ります。 ・代理人は、原則、新たに口座を開設することはできません。 詳しくは、営業店、営業担当者にお尋ねください。	
その他の制限	インターネットバンキング取引はご利用できません。 朝日スマートアプリはご利用できません。 総合口座の当座貸越はご利用できません。 キャッシュカードでのお取引を除き、口座開設店舗以外でのお取引はできません。	
キャッシュカード	「代理人カード」はご本人からの申し込みにより発行します。	
月間支払限度額	流動性預金口座単位ごとに設定する月間支払限度額は下限1万円以上 ～ 上限9,999万円以内（1万円単位） 月間支払限度額はキャッシュカード取引を含むご本人と代理人の取引を合算した金額が対象です。 公共料金他自動振替、返済、手数料等の引き落としは支払限度額計算の対象外となります。	
取扱手数料	代理人が月間支払限度額指定口座から支払取引をした場合、当金庫所定の月間取扱手数料がかかります。代理人の支払取引がない月は、月間取扱手数料はかかりません。月間取扱手数料は手数料引落指定口座から翌月17日に口座振替での引き落としとなります。詳しくは、営業店、営業担当者にお尋ねください。	
代理権の終了	ご本人および代理人からの書面により代理権を終了することができます。また、ご本人および代理人が相続開始となった場合、破産手続開始決定、任意後見監督人の選任がなされた場合、もしくは後見開始の審判を受けた場合に代理権は終了します。当金庫が代理権の利用の終了が真にやむを得ない事由があると判断した場合に代理権は終了します。代理権の利用が相当でない」と当金庫が判断した場合に代理権は終了します。	
苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業統括部（9時～17時、電話：03-3862-0319）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業統括部、または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。	



街の鼓動に敏感です

朝日信用金庫